

公立大学法人の中期目標期間の業務実績評価（暫定評価及び中期目標期間評価）実施要領

福岡県公立大学法人評価委員会

平成22年 1月27日決定

平成28年 2月 2日改正

平成31年 3月28日改正

令和 6年 8月 2日改正

1 趣旨

公立大学法人九州歯科大学、公立大学法人福岡女子大学及び公立大学法人福岡県立大学（以下「法人」という。）に係る中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標期間の業務実績の評価（以下「暫定評価」という。）及び中期目標期間の業務実績の評価（以下「中期目標期間評価」という。）にあたっては、「福岡県公立大学法人評価委員会が実施する評価の基本的な考え方」（平成18年11月20日福岡県公立大学法人評価委員会決定）を踏まえ、以下に示した評価方針及び評価方法等により実施する。

2 評価の基本方針

評価は、次の基本方針により行うものとする。

- (1) 法人の自己点検・評価に基づいて行うことを基本とする。
- (2) 中期目標の達成状況に基づいた評価を行い、次期中期目標に向けての法人の組織及び業務全般のあり方等についての検討や法人の質的向上に資するものとなるよう留意する。
- (3) 教育研究に関しては、定性的側面、中期的な視点に留意するとともに、地方独立行政法人法第79条の規定に基づき、認証評価機関の評価を踏まえて評価する。
- (4) 戦略性が高く意欲的な取組については、達成状況の他にプロセスや内容を評価する等、積極的な取組として適切に評価する。

3 評価の実施時期

(1) 中期目標期間終了前の評価（暫定評価）

評価結果を、次期中期目標に向けての法人の組織及び業務全般のあり方等についての検討に資するものとするため、中期目標期間の終了前に、暫定評価を実施する。

暫定評価は、中期目標期間の最後の事業年度の前々事業年度の終了後（4年経過時）における中期目標の達成状況を踏まえて行う。

(2) 中期目標期間終了後の評価（中期目標期間評価）

中期目標期間の最終年度までの事業の推移を踏まえ、中期目標期間終了後に中期目標期間評価の結果を確定させる。

確定に際しては、暫定評価との作業の重複をできるだけ避け、主として、中期目標

の達成状況について暫定評価の評価結果を変更する必要性の確認を基本とする。

4 評価の実施方法

(1) 法人が自己点検・評価に基づき作成する業務実績報告書に基づき、「項目別評価」及び「全体評価」により実施する。

なお、教育研究に関しては、認証評価機関の評価結果を踏まえるものとする。

(2) 評価委員会は、評価の実施にあたり、法人に対して中期計画の実施状況について報告を求めることができる。

5 法人による自己点検・評価

(1) 業務実績報告書

ア 次の事項に留意し、中期計画項目の実施事項ごとに、業務の実施状況等について記載する。

(ア) 中期計画の達成状況が明確に分かるように、客観的な情報・データを用いて簡潔に記載する。

(イ) 中期計画の実施について、優れた実績や成果があがっているものがある場合は簡潔に記載する。

(ウ) 中期計画や評価指標の達成が見込まれない場合には、その理由を簡潔に記載する。

イ 中期計画に掲げた「戦略的・意欲的な取組み」について、戦略的・意欲的な取組み欄に、その実施状況等について簡潔に記載する。

ウ 中期計画に記載している実施内容以外で特筆すべき事項があれば、特記事項欄に記載する。

特記事項に記載すべきものは次のとおりである。

(ア) 中期計画には記載していないが、力を入れて取り組んでいるものやその他大学運営の状況等

(イ) 自己点検・評価の過程で、中期計画を変更する必要がある、あるいは、変更について検討する必要があると考えられる場合は、その状況、理由（外的要因を含む。）

エ 必要に応じて、資料を添付する。

(2) 評価

ア 中期計画項目別評価

中期計画項目の実施事項ごとに、業務の実施状況を次の4段階で自己評価するとともに、その判断理由を記載する。

A：中期計画を上回って実施している。

B：中期計画を十分に実施している（達成度がおおむね9割以上）。

C：中期計画を十分には実施していない（達成度がおおむね6割以上9割未満）。

D：中期計画を大幅に下回っている（達成度が6割未満）。

イ 全体評価

中期計画項目別評価、戦略的・意欲的な取組み及び特記事項の内容を踏まえ、中期目標の項目（教育、研究、地域貢献、業務運営及び財務内容の改善、自己点検・評価及び情報の提供）ごとの評価、及び中期目標の達成状況全体の総合的な評価を記述式で記載する。

6 評価委員会による調査・分析、評価

(1) 調査・分析

法人から提出された業務実績報告書等を基に、法人から聴取等を行い、次の事項に留意し、業務の実績について調査・分析を行う。

ア 中期計画項目の実施事項ごとに自己点検・評価や計画設定の妥当性を含めて総合的に検証する。

イ 戦略的・意欲的な取組み欄の取組みごとに、法人自らの個性や強みを発揮した戦略的・意欲的な取組みとして、中期目標の達成状況への効果等も踏まえて検証する。

ウ 特記事項ごとに、中期目標の達成状況への効果等も踏まえて、検証する。

(2) 評価

ア 中期目標項目別評価

上記(1)の調査・分析を踏まえ、中期目標の項目（教育、研究、地域貢献、業務運営及び財務内容の改善、自己点検・評価及び情報の提供）ごとに次の5段階で評価するとともに、その判断理由を記載する。

評価にあたっては、業務の実施状況、戦略的・意欲的な取組みの実施状況及び特記事項の内容を勘案するものとする。

(ア) 5段階評価

- 5：中期目標の達成状況が非常に優れている。
- 4：中期目標の達成状況が良好である。
- 3：中期目標の達成状況がおおむね良好である。
- 2：中期目標の達成状況が不十分である。
- 1：中期目標の達成のためには重大な改善事項がある。

(イ) 評価の目安

a 5と評価する場合

- ・中期計画項目別評価が全てAまたはBであり、かつ、業務の実施状況、戦略的・意欲的な取組みの実施状況又は特記事項の内容（以下「業務の実施状況等」という。）に特筆すべきものがあり、評価委員会が特に認める場合

b 4と評価する場合

- ・中期計画項目別評価が全てAまたはBである場合
- ・中期計画項目別評価が全てAまたはBではないが、業務の実施状況等に特筆

すべきものがあり、評価委員会が特に認める場合

c 3と評価する場合

- ・中期計画項目別評価におけるAまたはBの割合が9割以上の場合
- ・中期計画項目別評価におけるAまたはBの割合が9割には満たないが、業務の実施状況等に特筆すべきものがあり、評価委員会が相当と認める場合

d 2と評価する場合

- ・中期計画項目別評価におけるAまたはBの割合が9割に満たず、業務の実施状況等に特段の評価できる進捗や取組みが認められない場合

e 1と評価する場合

- ・中期計画項目別評価においてCまたはDが多く、中期目標の達成のためには重大な改善事項があると評価委員会が特に認める場合

イ 全体評価

中期目標項目別評価を踏まえ、中期目標の達成状況全体の総合的な評価を記述式で記載する。また、必要がある場合は、組織・業務運営等に係る改善すべき事項を記載する。

ウ 留意すべき点

評価を実施するにあたっては、各法人を取り巻く諸事情等を勘案し、総合的に判断するものとする。

7 その他

本実施要領については、必要に応じ、評価委員会の協議を経て見直すことができるものとする。